

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和5年7月11日提出
愛知(林)-1 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	豊橋不動産鑑定事務所
愛知(林)-1	愛知県	愛知第11	氏名	不動産鑑定士 一花徹
鑑定評価額	1,000,000 円	10a当たりの価格		903,000 円/10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和5年7月1日	(4)鑑定評価日	令和5年7月7日	(6)路線価	[令和5年1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2)実地調査日	令和5年6月15日	(5)価格の種類	正常価格		12倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	①所在及び地番	豊橋市岩崎町字坂尻23番4					②地積(m ²)	1,110										
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況					⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制							
	用材林地	標高80m15度前後の北西向傾斜地の杉・檜の人工林地域					集材機150m	4m市道	豊橋8.5km	坂尻200m	「調区」(地森計)							
(2)近隣地域	①範囲	東400m、西50m、南200m、北150m																
	②標準的規模等	規模 1,000 m ² 程度、形状 不整形 方位・傾斜度 (北西) 向 15°																
	③地域的特性	特記	特にない	道	4m市道	交通	豊橋駅東方8.5km	法令	「調区」	地森計								
	事項			路		施設		規制										
	④地域要因の将来予測	豊橋市東部の市街地に比較的近い農家集落近郊の農村林地地域であり、当面利用状況に変化はないものと思われる。需給とともに弱く地価は当面横ばいにて推移するものとみられる。																
(3) 最有効使用の判定	用材林地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない											
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 903,000 円/10a																
	控除法	控除後価格 / 円/10a																
	収益還元法	収益価格 / 円/10a																
(6) 市場の特性	同一需給圏は豊橋を中心に東三河の林地地域である。需要者は地元周辺の林業従事者が中心である。木材価格の低迷、後継者不足、輸入材による収益の圧迫など、林業経営を取り巻く環境は厳しく、土地取引は低迷している。市場参加者が限定され、面積規模、地理的位置、立木の状態などによって価格水準は幅広く分布することから需要の中心となる価格帯は把握困難である。																	
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	上昇していた国内産木材価格は徐々に元の水準に戻りつつあり、用材林の造林経営を基礎とする収益還元法は費用が収益を上回り算定することができなかった。また、宅地化の可能性は低く想定に合理性を欠くため控除法は適用できなかった。一方、取引事例比較法は希少な中でも信頼性の高い事例を採用しており、比準価格は市場性を反映した実証的な価格である。したがって比準価格を採用し、林業市場の動向にも留意して、鑑定評価額を上記の通り決定した。																	
(8) 公示価格を規準とした価格	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である <input checked="" type="checkbox"/> できない																	
	①標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦内訳	交通自然	地域要因									
	公示価格	[]	100	100	[]		標準化補正	宅地化行政	自然									
		円/m ²	100	[]	[]		その他	行政	その他									
(9) 対象基準地からの前年の検討	①対象基準地の検討			③価格形成要因の変動状況	一般的要因	木材価格も徐々に落ち着きを取り戻しつつあり、林地への需要是引き続き低調である。												
	■前年基準地	□新規			地域要因	地域要因に変化はなく、地価水準についても特に変動は認められない。												
	前年標準価格	903,000 円/10a			個別的要因	個別的要因に変動はない。												
	②変動率																	
	年間	0.0 %																

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和5年7月11日提出
愛知(林)-2 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	辰紀不動産鑑定調査株式会社		
愛知(林)-2	愛知県	愛知第10	氏名	不動産鑑定士 中島 豊司		
鑑定評価額	2,940,000円	10a当たりの価格	307,000円/10a			

1 基本的事項

(1)価格時点	令和5年7月1日	(4)鑑定評価日	令和5年7月7日	(6)路線価	[令和5年1月]路線価又は倍率	円/m ² 5.2倍
(2)実地調査日	令和5年6月23日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別	純
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	豊田市小原北町揚見669番1					②地積(m ²)	9,590															
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況					⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離													
	用材・雑木林地	標高500m、約20度の北向傾斜の人工林、雑木林が混在する地域					集材機100m	3m道路	平戸橋23km	小原北150m													
						⑨公法上の規制 都計外(地森計)																	
						⑩地域の特性 農村林地																	
(2) 近隣地域	①範囲	東500m、西500m、南500m、北500m																					
	②標準的規模等	規模 10,000m ² 程度、形状 ほぼ整形 方位・傾斜度 (北) 向 20°																					
	③地域的特性	特記	特記	3m道路に近接	交通	平戸橋駅北東方23km	法令	都計外(地森計)	規制														
	④地域要因の将来予測	近隣地域は、山間の集落近くに位置する、一円の林地地域である。特別の変動要因は見受けられないが、農村の過疎化進行や林業経営の困難さにより、衰退気味で推移するものと予測する。																					
(3) 最有效使用の判定	用材(檜等)・雑木林地					(4) 対象基準地の個別的要因	ない																
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法		比準価格 307,000円/10a																				
	控除法		控除後価格 /円/10a																				
	収益還元法		収益価格 /円/10a																				
(6) 市場の特性	同一需給圏は、豊田市及びその周辺市町のうち人工林、雑木林が広がる一円の林地地域。需要者は、地縁性のある個人や資産保有を目的とする個人が主で、自用目的の開発を期する一般事業法人等もみられる。同一需給圏内にて林地を集約して分譲目的の開発を行うといった動きはなく、農村の過疎化や林業経営の衰退により林地需要は依然として弱く、需要過少の市場構造が続いている。中心となる価格帯について、林地の取引が少なく見出しにくい状況にある。																						
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	市場においては自用目的の取引が大半で、収集範囲こそ広範となったが規範性の高い取引事例を収集することができた。これら取引事例から求めた比準価格の信頼性は高い。一方、控除法については分譲目的の開発行為が困難であるため、収益還元法については対象地域における林業経営が採算上困難であるため、本件鑑定評価では試算しない。従って、最近の不動産市場の動向にも留意し、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。																						
(8) 公示価格を規準とした価格	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である ■ できない																						
	①標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	標準化補正	交通自然	交通自然													
	公示価格	[]	100	100	[]	100		宅地化行政	地域要因	宅地化行政													
	円/m ²	100	[]	[]	100	[]		その他	その他	その他													
(9) 対象基準地からの前年の検討	①対象基準地の検討 ■前年基準地 □新規					(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	人口の減少、高齢化率の上昇、事業所の減少等農村部の地域経済は総じて軟調。不動産市場も軟調であり、反転の兆しは見受けられない。															
	前年標準価格 310,000円/10a						[地域要因]	特別の変動要因はない。農村の過疎化進行や林業経営の困難さにより、地域は衰退気味で、林地価格は下落基調にある。															
	②変動率	年間 -1.0%					[個別的要因]	個別的要因に変動はない。															

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和 5年 7月 11日提出
愛知 (林) -3 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社愛三不動産鑑定
愛知（林）-3	愛知県	愛知第11	氏名	不動産鑑定士 田島 拓
鑑定評価額	939,000 円	10a当たりの価格		1,010,000 円/10a

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和 5年 7月 1日	(4) 鑑定評価日	令和 5年 7月 7日	(6) 路線価	[令和 5年 1月] 路線価又は倍率	円/㎡ 2.7 倍
(2) 実地調査日	令和 5年 6月 30日	(5) 価格の種類	正常価格		倍率種別	純
(3) 鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和 5年 7月 10日提出
愛知 (林) -4 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	岡崎リアルエステート株式会社
愛知 (林) -4	愛知県	愛知第 9	氏名	不動産鑑定士 佐野 克彦
鑑定評価額	2,310,000 円	10a当たりの価格		1,110,000 円/10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 5年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 5年 7月 6日	(6)	[令和 5年 1月]	円/m ²
(2)実地調査日	令和 5年 6月 30日	(5)価格の種類	正常価格	路線価	路線価又は倍率	35 倍
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価			倍率種別		中

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番	岡崎市箱柳町字青砂 25番					②地積 (m³)	2,082													
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 「調区」(地森計)													
	雑木林地（松等）	標高100m約20度の北向傾斜地で、雑木林を主とする自然林地域	集材機200m	9m市道	東岡崎6km	箱柳250m															
(2) 近 隣 地 域	①範囲	東 200 m、西 200 m、南 100 m、北 20 m					⑩地域の特性 農村林地														
	②標準的規模等	規模 2,000 m²程度、形状 不整形		方位・傾斜度 (北) 向 20°																	
	③地域的特性	特記	特にない	道路	9m市道	交通	東岡崎駅北東方6km	法令	「調区」地森計・砂防指定												
	事項					施設				規制											
	④地域要因の将来予測	農家集落に近接した農村林地地域であり、地域要因の変動は特に認められず、宅地地域等へ転換する兆候も見られないため、当面は現状のまま推移していくものと予測される。																			
(3)	最有効使用的判定 雜木林地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない														
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法		比準価格 1,110,000 円/10a																		
	控除法		控除後価格 / 円/10a																		
	収益還元法		収益価格 / 円/10a																		
(6)	市場の特性 同一需給圏は岡崎市を中心とする三河地方の林地地域である。主たる需要者は林業経営者及び資産保有目的で地縁的関係のある個人である。生産性は向上しつつも低位であり、施業集約化や事業地確保の困難等が課題であり林業所得も低い状況である。林業経営に基づく林地取引は殆ど見られない。経営管理が行われていない山林も多く、取引も低調であり需要も弱いため、地価は下落傾向である。取引総額は利用目的、規模等により一定でないため把握が困難である。																				
(7)	試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由 比準価格は現実の市場における取引事例を価格判定の基礎とし、実証的で説得力に富む価格である。対象地は、雑木を主体とする自然林地域であり、用材林に基づく林業経営基盤は未成熟なため、収益価格は求められなかつた。また、周辺の利用状況及び公法上の規制等から宅地開発される蓋然性も低いため、控除法の適用も断念した。試算価格の調整にあたっては、市場性を反映し信頼性の高い比準価格を採用し、市場動向に留意し、鑑定評価額を決定した。																				
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である			<input checked="" type="checkbox"/> できない																	
公示価格を規定とした	①標準地番号		②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m³)	⑦内訳	交通自然	交通自然											
	公示価格		円/m³	[100]	100	[100]	[100]		宅地化行政	宅地化行政											
(9) 対象基準地からの前年の検討	①対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規					③価格変動形成要因の状況	一般的 要 因	輸入材の不足感が強まり高騰しているため、木材の仕入れ価格も上昇している。林業従事者の生産性・収益性も低く高齢化も進んでいる。													
	前年標準価格 1,120,000 円/10a								地域要因の変動は特にないが、経営管理の行き届かない林地、所有者不明山林等課題が多く、取引も低調であり、地価は下落傾向にある。												
	②変動率 年間 -0.9 %								個別的原因に変動はない。												

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和 5年 7月 11日提出
愛知 (林) -5 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社愛知県不動産鑑定センター
愛知（林）-5	愛知県	愛知第11	氏名	不動産鑑定士 小笠原 貴洋
鑑定評価額	112,000 円	10a当たりの価格		63,000 円/10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 5年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 5年 7月 5日	(6)路線価	[令和 5年 1月]	円/㎡
(2)実地調査日	令和 5年 6月 28日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	1.3 倍
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価				倍率種別	純

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番	北設楽郡豊根村下黒川字乳母ヶ嶋20番					②地積 (m³)	1,785											
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 都計外(地森計)											
	用材林地	標高730m約20度の北東向傾斜地で、杉の人工林地域		集材機60m	9m県道	東栄27km	三沢浅草150m												
(2) 近 隣 地 域	①範囲	東0m、西300m、南500m、北0m																	
	②標準的規模等	規模 2,000 m³程度、形状 ほぼ台形		方位・傾斜度 (北東) 向 20°															
	③地域的特性	特記	特にない	道	接面道路無	交通	東栄駅北方27km	法令	都計外地森計	規制									
	事項			路			施設												
	④地域要因の将来予測	奥三河山間部に位置する林地地域であり、林業経営の衰退や人口減少、高齢化等の影響に伴い需要が低迷しており、地価は下落傾向にあるものと予測する。																	
(3)	最有効使用の判定 用材林地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない												
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法		比準価格 63,000 円/10a																
	控除法		控除後価格 / 円/10a																
	収益還元法		収益価格 / 円/10a																
(6)	市場の特性 同一需給圏は奥三河地方を中心とする山間部の林地地域一円であり、主たる需要者は地縁的結合性を有する林業経営者等である。木材市場価格の長期的な下落と従事者の高齢化及び人口減少等の影響もあって林業が衰退傾向にあることから市場での取引件数が少なく、積極的な取引は見受けられない。このような状況の中、立地条件や立木の生育の度合い、市場参加者の属性等により取引価格は大きく左右され、中心となる価格帯の把握は困難である。																		
(7)	試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由 比準価格は代替競争関係の強い取引事例から比準して求めたものであり、市場性を反映した実証的な価格である。収益価格については、試算の過程で純収益がマイナスとなるため求めることができなかった。控除法については宅地需要の低迷を踏まえて宅地への転換を想定することが困難であることから適用しない。交換価値を重視する当該近隣地域の地域的特性を鑑み、比準価格を採用し、単価と総額との関連にも留意して鑑定評価額を上記のとおり決定した。																		
(8) 公示価格を規定とした とした 価格を規 準	□ 秤量的検討が可能である ■ できない			①標準地番号 公示価格 円/m³	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m³)	⑦内訳	交通自然 宅地化行政 その他	地域要因 宅地化行政 その他							
					[] 100	100	[] []	[] 100											
					100	[] []	100	[] 100											
(9) 対象基準地からの前年の検討	①対象基準地の検討 ■ 前年基準地 □ 新規			③ 価格形成要因の 変動状況	一般的 要因	奥三河地方の主要産業である農林業の衰退や人口減少、高齢化等に伴う不動産市場の低迷が続いている。													
	前年標準価格 64,000 円/10a				[地域 要因]	地域要因に大きな変動はないが、林業の衰退と人口減少や高齢化等の影響で需要低迷が継続している。													
	②変動率 年間 -1.6 %				[個別 要因]	個別的原因に変動はない。													

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和5年7月10日提出
愛知(林)-6 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社ベスト不動産鑑定センター		
愛知(林)-6	愛知県	愛知第7	氏名	不動産鑑定士 齋藤 登		
鑑定評価額	2,780,000 円	10a当たりの価格			950,000 円/10a	

1 基本的事項

(1) 價格時点	令和5年7月1日	(4) 鑑定評価日	令和5年7月7日	(6) 路線価	[令和5年1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2) 実地調査日	令和5年6月16日	(5) 價格の種類	正常価格	倍率種別	24倍	中
(3) 鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番	常滑市久米字籠池45番30					②地積 (m ²)	2,925						
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況	⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制	「調区」(地森計) (その他)砂防指定地						
	雑木林地(広葉樹等)	標高50m約30度の北西向傾斜地で、農地等も見られる雑木林地域	公道隣接0m	4m市道	蒲池5.5km	久米2.3km		⑩地域の特性 都市近郊林地						
(2) 近 隣 地 域	①範囲	東100m、西0m、南100m、北100m												
	②標準的規模等	規模 3,000 m ² 程度、形状 ほぼ整形 方位・傾斜度 (北西) 向 30°												
	③地域的特性	特記 特にない 事項	道 4m市道 路	交通 蒲池駅 東方5.5km 施設	法令 地森計 砂防指定 規制									
	④地域要因の将来予測	地域要因に特段の変化は見られず、今後も現状維持で推移するものと予測される。林地需要の停滞により、地価は下落傾向と予測される。												
(3)	最も効使用の判定 雜木林地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない							
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	950,000 円/10a											
	控除法	控除後価格	/ 円/10a											
	収益還元法	収益価格	/ 円/10a											
(6) 市場の特性	同一需給圏は知多半島一円を中心とする愛知県全体の林地地域である。主たる需要者は林業経営や資産保有を目的とする個人及び法人である。林業経営を目的とする林地需要は少なく、資産保有目的の取引も少ない状況にある。さらに、市街化調整区域内という制限もあり宅地転用を目的とする取引も見込めない等、林地需要は総じて低調に推移している。市場の中心価格帯は、取引規模が一様でないため把握が難しい。													
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	当該地域は雑木林を中心とする都市近郊林地であり、自用目的の取引が中心である。当該地域の雑木林地では収益性が見込めないため収益価格は試算しなかった。また、収益性の観点から当該地域に宅地開発を想定することは現実的ではないことから、控除後価格も試算しなかった。従って、不動産市場の実態を反映した比準価格を採用し、単価と総額との関連、市場動向等を総合的に勘案して、鑑定評価額を上記のとおり決定した。													
(8) 公示価格を規準とした価格	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である <input checked="" type="checkbox"/> できない													
	①標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7) 内訳	交通自然 宅地化行政 その他						
	公示価格 円/m ²	[100] 100	100 []	100 []	[100] 100									
(9) 対象基準地からの前年の検討	①対象基準地の検討 ■ 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 960,000 円/10a	③価格形成要因の変動状況	④一般的要因 [地域要因] [個別的要因]	林業従事者の不足や高齢化のため林地需要は低迷している。 また、開発目的、保有目的等の需要も低迷しており、林地市場は低調である。 地域要因に特段の変化はないが、林地需要は限られ、地価は弱含みで推移している。 個別的要因に変動はない。										
	②変動率 年間 -1.0 %													

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和5年7月10日提出
愛知(林)-7 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	中谷総合鑑定		
愛知(林)-7	愛知県	愛知第9	氏名	不動産鑑定士 中谷 恵子		
鑑定評価額	1,200,000 円	10a当たりの価格			309,000 円/10a	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和5年7月1日	(4)鑑定評価日	令和5年7月6日	(6)路線価	[令和5年1月] 路線価又は倍率	円/m ² 3.8倍
(2)実地調査日	令和5年6月15日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別	純
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	①所在及び地番	岡崎市木下町字横根3番1外				②地積 (m ²)	3,890							
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況	⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 都計外(地森計)							
	用材林地 杉	標高440m、約40度の北西に向かう傾斜の杉の人工林地域	公道隣接0m	3.3m市道	本宿15km	木下770m	⑩地域の特性 農村林地							
(2)近隣地域	①範囲	東200m、西0m、南200m、北0m												
	②標準的規模等	規模 4,000 m ² 程度、形状 ほぼ長方形 方位・傾斜度 (北西) 向 40°												
	③地域的特性	特記 特に無い。 事項	道路 3.3m市道	交通 本宿駅 施設 北東方15km	法令 都計外(地森計) 規制									
	④地域要因の将来予測	集落から距離を有し宅地化等の影響も特にない農村林地地域にて、地域要因に大きな変動は見受けられないため、当面は現状を維持しつつ推移するものと思料される。需要は弱く、地価水準は下落傾向が続くと予測する。												
(3)最有效使用の判定	用材林地				(4)対象基準地の個別的原因	ない								
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 309,000 円/10a												
	控除法	控除後価格 / 円/10a												
	収益還元法	収益価格 / 円/10a												
(6)市場の特性	同一需給圏は三河地域に存する現況林地地域であり、需要者の中心は地縁性を有する個人や地元の林業経営者が想定される。人口減少や高齢化による後継者難、事業採算性を満たす林地規模確保の困難性等により厳しい林業経営の現状があり、林地需要は極めて低調である。また、林地の取引は数が少なく、あつたとしても取引面積や総額はバラツキがあり、特殊な事情を含むことも多いことから、需要の中心となる価格帯を把握することは困難である。													
(7)試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	取引事例比較法による比準価格は対象近隣と地域性の類似する取引事例より求めた実証的で説得力の高いものである。一方で控除法は宅地需要の低い対象近隣において宅地開発を想定することは合理性に欠くことから非適用とした。また林業経営に基づく収益価格は採算性の低さから求めることが出来なかつた。従って、本評価では実際の取引から求められた比準価格を標準とし、周辺の林地基準地等とのバランスを踏まえて、鑑定評価額を上記のとおり決定した。													
(8)公示価格を規準とした価格	□ 秤量的検討が可能である ■ できない													
	①標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	⑦内訳 交通自然 標準化補正 宅地化行政 宅地化 行政 その他							
	公示価格 円/m ²	[] 100	100 []	100 []	100 []									
(9)対象基準地からの前年の検討	①対象基準地の検討 ■ 前年基準地 □ 新規 前年標準価格 310,000 円/10a	③価格形成要因の変動状況	④一般的要因 [] 人口減少、高齢化による後継者不足、林地の量的確保の困難性等から林業経営は厳しい状況が続いている。	⑤地域要因 [] 地域要因に特段の変動はない。	⑥個別的要因 [] 個別的要因の変動はない。									
	②変動率 年間 -0.3 %													

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和 5年 7月 11日提出
愛知 (林) -8 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	ヴァリューテックコンサルティング株式会社
愛知 (林) -8	愛知県	愛知第 10	氏名	不動産鑑定士 鈴木 哲
鑑定評価額	1,320,000 円		10a当たりの価格	226,000 円/10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 5年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 5年 7月 7日	(6)路線価	[令和 5年 1月]	円/m ²
(2)実地調査日	令和 5年 6月 5日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	2.8 倍
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和5年 7月 11日提出
愛知(林)-9 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	一般財団法人 日本不動産研究所 東海支社
愛知(林)-9	愛知県	愛知第10	氏名	不動産鑑定士 伊藤 修一郎
鑑定評価額	900,000 円		10a当たりの価格	329,000 円/10a

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和5年 7月 1日	(4) 鑑定評価日	令和5年 7月 10日	(6) 路線価	[令和5年1月] 路線価又は倍率	円/m ² 5.0倍
(2) 実地調査日	令和5年 6月 15日	(5) 価格の種類	正常価格	倍率種別	純	
(3) 鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	豊田市東中山町ナメラ15番1外					②地積 (m ²)	2,735												
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 都計外(地森計)												
	用材・雑木林地(檜、松等)	標高250~300m、約20~30度、東向傾斜の人工林・自然林地		公道隣接	3.5m市道	平戸橋17km	東中山150m	⑩地域の特性 農村林地												
(2) 近隣地域	①範囲	東200m、西200m、南200m、北200m																		
	②標準的規模等	規模 5,000 m ² 程度、形状 ほぼ台形 方位・傾斜度 (東) 向 25°																		
	③地域的特性	特記 事項	集落に比較的近い農村林地 地域	道路 道路	3.5m市道	交通 施設	平戸橋駅 北東方17km	都計外 法令 規制												
	④地域要因の将来予測	近隣地域は周辺に農家住宅等が散見される農村林地地域を形成している。宅地化等の影響は弱く特段の変動要因はない。林業經營収支の改善は依然としてなかなか進まず、当面は地価の下落傾向が続くと予測する。																		
(3)	最有効使用的判定	用材林地(檜・松等)				(4) 対象基準地の個別的原因		ない												
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	329,000 円/10a																	
	控除法	控除後価格	/ 円/10a																	
	収益還元法	収益価格	/ 円/10a																	
(6)	市場の特性	同一需給圏は豊田市および周辺市の林地地域である。主たる需要者は、林業經營者や山林等を主体とする投資家であるが、山林投資や林業經營を取り巻く環境は厳しく林地の取引は少ない。市街化区域に比較的近い林地や高速道路のインターチェンジ付近の林地では工場等の建設を目的とした大規模な開発等の可能性も若干あり、これに伴い取引が生じる場合もある。市場の中心価格帯は、土地利用目的及び取引事情が多岐に渡るため把握することが困難である。																		
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	控除法は宅地化の可能性が著しく低い地域であるため、また、収益還元法は収益確保が困難であるため、いずれも適用しなかった。比準価格は、同一需給圏内の類似地域に所在する林地の取引事例から比較検討して求めた価格であり、林地の市場性を反映した価格として十分な説得力を有する。以上から、比準価格を妥当と判断し、近時の林地の需給動向等を勘案して、上記のとおり鑑定評価額を決定した。																			
(8) 公示価格を規準とした価格	□ 秤量的検討が可能である ①標準地番号	■ できない ②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	⑦内訳 標準化補正 宅地化 行政 その他	交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因 自然 宅地化 行政 その他											
	公示価格 円/m ²	[] 100	100 [] []	100 [] []	[] 100															
(9) 対象基準地からの前年の検討	①対象基準地の検討 ■ 前年基準地 前年標準価格 332,000 円/10a	③価格形成要因の 変動状況	④一般的要因 [地域要因] [個別的要因]	ウッドショックによる材木価格上昇を経て再び下落傾向に戻っており、林業經營のための取引は顕著に少なく、市況は依然として厳しい。 地域要因に特段の変化はなく、周辺でも他用途への転用はみられない。地価は下落傾向である。 個別的要因に変動はない。																
	②変動率 年間 -0.9 %																			

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和5年 7月 11日提出
愛知(林)-10 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	松尾不動産鑑定事務所		
愛知(林)-10	愛知県	愛知第10	氏名	不動産鑑定士 松尾 拓志		
鑑定評価額	1,860,000 円	10a当たりの価格	880,000 円/10a			

1 基本的事項

(1)価格時点	令和5年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和5年 7月 7日	(6)路線価	[令和5年1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2)実地調査日	令和5年 6月 10日	(5)価格の種類	正常価格		11倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価			倍率種別	純	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	瀬戸市上半田川町447番9					②地積 (m ²)	2,112										
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況	⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 「調査」(地森計) (その他)砂防指定地											
	雑木林地	標高300m、約17度の北西向傾斜地で、松等の自然林地域	林道隣接	1m道路	尾張瀬戸9km	上半田川200m	⑩地域の特性 農村林地											
(2) 近隣地域	①範囲	東500m、西200m、南300m、北100m																
	②標準的規模等	規模 2,000 m ² 程度、形状 不整形 方位・傾斜度 (北西) 向 17°																
	③地域的特性	特記 特にない 事項	道路 1m未舗装道路	交通 尾張瀬戸駅北東方9km	施設	法令 「調査」砂防指定地 規制												
	④地域要因の将来予測	現在特段の地域的変動要因はなく、当面は現状推移と予測する。																
(3) 最有効使用の判定	現況の林地としての利用					(4) 対象基準地の個別的原因	ない											
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 880,000 円/10a																
	控除法	控除後価格 / 円/10a																
	収益還元法	収益価格 / 円/10a																
(6) 市場の特性	同一需給圏は瀬戸市を中心とした隣接市を含む林地地域である。現在の主な需要者は地域地縁を有する個人または法人で、縁故もしくは資産保有目的の取引が中心である。林業は低迷しており林業経営者による需要は弱く、公法上の規制もあり宅地開発が困難で開発需要も弱い。林地は取引が少なく、需要者も限定され、取引の規模、事情等により成約価格にばらつきがあるため、中心となる価格帯の把握は困難である。																	
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	上記の通り、比準価格を得た。対象標準地は市街化調整区域内であり公法上の規制により宅地開発も困難であるため、控除法は適用できなかった。また瀬戸市では林業が低迷し、林業経営の事例もないため、収益還元法についても適用できなかった。以上より、不動産の市場性を反映した実証的な価格である比準価格をもって妥当と判断し、同一需給圏内の広域的な需給動向等も勘案して鑑定評価額を決定した。																	
(8) 公示価格を規準とした値	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である		<input checked="" type="checkbox"/> できない															
	①標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	⑦内訳	交通自然	交通自然									
	公示価格 円/m ²	[] 100	100 []	100 []	100 []		標準化補正 宅地化 行政 その他	地域要因 宅地化 行政 その他										
(9) 対象標準地からの前年の検討	①対象基準地の検討 ■前年基準地 □新規	③価格変動形成要因の	一般的要因 [立地や用途等にもよるが、不動産市場は堅調に推移している。 地域要因 [宅地開発が困難で、資材置場等の需要が少しある程度であり、林地の地価は引き続き下落傾向にある。 個別的原因 [個別の要因に変動はない。]															
	前年標準価格 890,000 円/10a																	
	②変動率 年間 -1.1 %																	